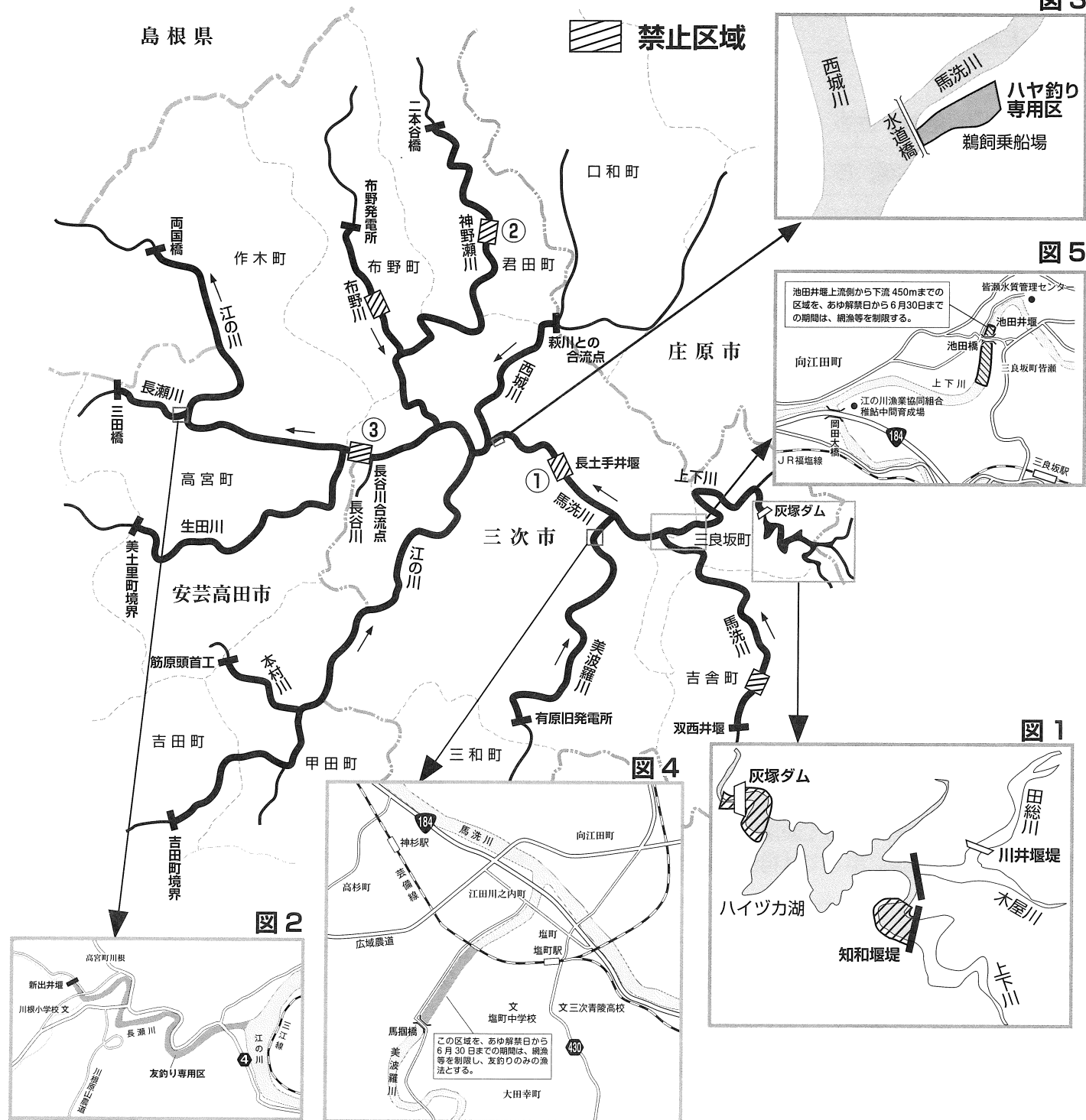


漁業権区域図



川をきれいにしましょう

たくさんの生命を育み

豊かな自然環境を生み出す川を
大切にしよう

お問い合わせ先

江の川漁業協同組合

三次市三次町1857-1

TEL (0824) 62-2744

遊漁者のみなさまへ

遊漁者のみなさんが、この組合の漁業権漁場で遊漁をする場合に遵守されなくてはならない事項を定めたものが次の遊漁規則であります。

この遊漁規則は、広島県知事の許可をうけて江の川漁業協同組合が定めたもので、第1条から第10条までに分けて詳細に規定していますが、複雑を避けるため、そのうちの最も必要なことを抜粋して、遊漁者各位の便覧に供し、明朗で秩序ある遊漁を楽しんでもらえることを希望するものです。

江の川漁業協同組合遊漁規則抜粋

(漁具, 漁法の制限)

第3条 次の表のア欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、イ欄の規模範囲で、ウ欄の期間内でなければならない。

ア. 漁具, 漁法	イ. 規 模(網目は,15センチメートルについてである。)	ウ. 期 間
徒 手 採 捕	あゆの手づかみ	あゆ解禁日から11月30日まで
抄網(つばさで)	網の目合11節より粗いもので, 網口長径150センチメートル以下	あゆ解禁日から11月30日まで
た も 網	網の目合11節より粗いもので, 網口長径30センチメートル以下, 灯火を用いる他は漁具の併用ができない	あゆ解禁日から11月30日まで
た い ま ち	網の目合11節より粗いもので, 網の先幅3メートル以下	8月1日から11月30日まで
投 網	あゆ用, 網の目合11節より粗いもので, 網糸はモノヒラ2号以上	あゆ解禁日から11月30日まで
	こい・ふな用, 網の目合8節より粗いもの	1月1日から12月31日まで
	はや用, 網の目合14節より粗いもの	8月1日から翌年3月20日まで
友 釣	種あゆを利用して行う, かけ鉤の使用3本まで	あゆ解禁日から11月30日まで
ち ゃ ぐ り	かけ鉤の使用6段まで	7月1日から11月30日まで ※但し, 山根川尻より下流両国橋上流側付け根まで(入合区)は, 9月20日から10月19日まで
ち ょ ん が け	網の併用はできない	あゆ解禁日から11月30日まで
投 釣	釣竿により又は釣竿にリールを取付けて使用, 或いはテグスの投釣で何れも1人3本以下とする	1月1日から12月31日まで
竿 釣	毛鉤, 餌釣	1月1日から12月31日まで
の ペ な わ	つけばり	1月1日から12月31日まで
ほ こ づ き	使用するやヤスは, 4本又以下のもの	1月1日から12月31日まで
箱 ・ 籠 づ け	箱, 籠の数は合わせて3本まで	1月1日から12月31日まで

2 遊漁を行うに際して、簡易潜水器（アクアリング）を使用してはならない。

3 遊漁を行うに際して、船舶を使用してはならない。

（遊漁期間）

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、イ欄に掲げる期間内でなければならない。

ア 魚 種	イ 期 間
あ ゆ	5月20日から11月30日までの期間内で、 毎年組合が定めて公示する日（あゆ解禁日）から11月30日まで

2 前項の公示は、中国新聞に掲載するものとする。

（禁止区域）

第5条 第4条の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる区域においては、それぞれイ欄の漁具、漁法は、それぞれウ欄の期間中は遊漁をしてはならない。

	ア 区域	イ 漁具、漁法	ウ 期間
1	馬洗川における三次市南畑敷町、南畑敷頭首工上流30mから同頭首工下流70mまでの区域	全漁具、漁法	全期間
2	神野瀬川における三次市君田町、記念橋上流50mから同橋下流松ヶ瀬井堰までの区域	全漁具、漁法	全期間
3	江の川における三次市栗屋町長谷川右岸と江の川左岸の合流点から江の川右岸を真北に見通した直線から下流、江の川左岸の三次市栗屋町と安芸高田市高宮町の境界点から江の川右岸、中国電力株式会社の導水路第一排砂門下流端を見通した直線に至るまでの区域	全漁具、漁法	全期間
4	上下川における三次市三良坂町、灰塚ダム本堤上流1,000mから同本堤下流240mまでの区域 （※4ページ図1参照）	全漁具、漁法	全期間
5	上下川における三次市吉舎町、知和堰堤中心部から下流1,150mまでの区域（灰塚ダム知和ウエットランドの区域） （※4ページ図1参照）	全漁具、漁法	全期間
6	馬洗川における三次市吉舎町、巴橋上流50mから同橋下流190mまでの区域	全漁具、漁法	全期間
7	布野川における三次市布野町、道の駅「ゆめランド布野」親水公園遊歩道の間150mの区域	全漁具、漁法	全期間
8	長瀬川における長瀬川と江の川本流の合流点から安芸高田市高宮町川根所在の新出井堰までの区域 （※4ページ図2参照）	友釣、投釣、箱・籠づけ、 竿釣を除く全漁具・漁法	あゆ解禁日から 7月20日まで
9	馬洗川における水道橋から鶴飼乗船場ワンド内の区域 （ハヤ釣り専用区） （※4ページ図3参照）	はやを目的とした竿釣 りを除く全漁具、漁法	10月1日から 翌年3月31日まで
10	美波羅川におけるJR芸備線の美波羅川橋梁から馬搦橋までの区域 （※4ページ図4参照）	友釣、ちょんがけ、ちゃぐり、投釣、のべなわ、ほこづき、あなづり、箱・籠づけ、竿釣を除く全漁具・漁法	あゆ解禁日から 6月30日まで
11	上下川における三次市向江田町池田所在の池田井堰上流側から下流450mまでの区域		あゆ解禁日から 6月30日まで
12	江の川における安芸高田市高宮町山根川尻から三次市作木町両国橋上流側までの区域	あゆを目的とした全漁具、漁法	10月20日から 11月30日まで

（遊漁料の額及び納付方法）

第6条 遊漁料の額は、次のとおりとする。

ただし、遊漁者が18歳未満のときは無料、障がい者手帳を提示された方は、次の表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、第3項ただし書に規定する方法により納付するときは、次の表に掲げる額に500円を加算した額とする。

魚 種	漁 具 ， 漁 法	遊 漁 料
あ ゆ	投網、友釣、ちゃぐり、抄網（つぼさで）、たいまち	2日 2,500円 1年 8,000円
	たも網、ちょんがけ、徒手採捕	2日 1,500円 1年 4,500円
こ い	投網	2日 2,500円 1年 8,000円
	投釣、のべなわ	2日 1,500円 1年 4,500円
う な ぎ	のべなわ、ほこづき、あなづり、箱・籠づけ	2日 1,500円 1年 4,500円
ふ な は や	投網	2日 2,500円 1年 8,000円
	竿釣	2日 300円 1年 1,000円

2 前項の規定にかかわらず、日券、年券の区分において、納付した遊漁料の額と同額又はより低い遊漁料の額の漁具、漁法は、遊漁することができる。

3 省略

4 省略

（遊漁承認証に関する事項）

第7条 組合は第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第8条 遊漁者は、遊漁する場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際して漁場監視員の指示があった場合には、これに従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

（漁場監視員）

第9条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号の漁場監視員証を携帯し、漁場監視員であることを表示する。

（違反者に対する措置）

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒絶することができる。

この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

附則

この規則は知事の認可のあった日から施行する。

《注意事項》

可愛川（土師ダム）、上下川（灰塚ダム）、神野瀬川（高暮ダム・沓ヶ原ダム）、西城川（森原発電所）では、ダムの洪水調節または発電などによる、水位変動（増放流）がございますので充分にご注意ください。
万一被災事故が発生しても、当組合は一切責任を負いませんので予めご了承ください。